

代理入場者制度(施設利用)規約

- 1 本制度は、当該会員権保有者及び、株式会社新千葉カントリー倶楽部(施設所有側)との双方同意により成立します。
双方の同意とは、当該会員が、発行する代理入場者制度(施設利用)申請書を倶楽部へ代理入場者をご持参され、また、倶楽部はその本書を受領することにより成立します。
- 2 当該会員が都合により、入場(施設利用)されない日時のみ代理入場者(施設利用)が可能な制度であり、既会員と同一のプレー料金(施設利用料金)で且つ、代理入場者1名が利用できます。
ご注意:代理入場者は、倶楽部主催競技、それに準ずる競技の参加は出来ません。
更に、倶楽部H'cpを含むオフィシャルH'cpの取得は出来ません。
- 3 本制度をご利用の場合は、当該会員より、事前にご予約下さい。
また、代理入場者は、代理入場者制度(施設利用)申請書の氏名と同一人であり、異なった場合は、本制度の適用料金は除外となります。
- 4 代理入場者制度(施設利用)申請書のご提出締切は、チェックインまでとなります。本制度は、代理入場者1名のみが、対象料金となり、チェックイン以降のご提出は無効となります。その場合は、一般プレー料金、若しくは、優待券料金(持参)となりますのでご注意ください。
- 5 代理入場者制度(施設利用)申請者の氏名変更は、プレー前日午後3時までにご連絡頂けますようご協力下さい。
- 6 満員の場合は、入場をお断りさせて頂く事がありますので予めご諒承下さい。
- 7 満70歳以上、又は、18歳未満のゴルフ利用税(減免)対象者は、年齢を証明出来る公的証明書(例:健康保険証又は、運転免許証等写)をチェックイン時に、フロントへご提示下さい。
- 8 入場(プレー当日)までの流れ
 - ①申請書発行の当該会員が、倶楽部予約センターへ代理入場を希望される方の予約及び、氏名等を事前にご連絡して下さい。
また、予約センターにての受付は、午前10時より午後3時までとなります。
 - ②代理入場を希望される方は、事前に当該会員が発行する代理入場者制度(施設利用)申請書に、必要事項をご記入の上、必ず、チェックイン時迄にフロントへ(ご持参・郵送・FAXも可とします)ご持参下さい。
 - ③その後、スタート時間及び、コースをご確認の上、スタートホールへ、またプレー中は、打球事故、乗用カート使用には十分ご注意ください。
- 9 実施日:平成30年12月1日より

詳細につきましては、予約センターへお問合せ下さい。

予約専用電話 0475-54-0500

[受付時間:午前10時より午後3時まで]*2018年12月1日より受付時間が午後5時まで延長致します。

新千葉カントリー倶楽部
〒283-0001 千葉県東金市家之子2177
代表TEL0475-52-4341/FAX0475-52-4348